

名古屋地方裁判所委員会（第39回）議事概要

- 1 日時 令和6年5月23日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場所 名古屋地方裁判所
- 3 出席者

【委員】

入江猛、宇野雄祐、河野和彦、佐々木聡史、清水かほる、竹内裕美、
堂免雅樹、永田秀樹、新實真、森島聡、湯原悦子、吉浜織恵
（五十音順、敬称略）

【説明者】

安田民事第2部部総括裁判官、山田次席書記官

【事務担当者】

和田事務局長、沖本事務局次長、吉田裁判官、中村裁判官、三谷民事首席書
記官、土方裁判部企画官、寺元総務課長、田中総務課課長補佐

4 議事

- (1) 開会
- (2) 委員長挨拶
- (3) 民事裁判分野のデジタル化について概況説明
- (4) 委員紹介
- (5) 前回（第38回）委員会以降の取組紹介
- (6) 意見交換「裁判所におけるデジタル化について～民事裁判手続を中心に～」
意見交換の要旨は、別紙のとおり。
- (7) 次回意見交換のテーマ
「採用広報について」
- (8) 次回開催日時
令和6年11月11日（月）午後1時30分
- (9) 閉会

(別紙)

(■：委員長 □：委員 ●：説明者)

- 民事裁判分野のデジタル化について御説明し、その後ウェブ会議を用いた模擬裁判（以下「模擬ウェブ口頭弁論」という。）を御覧いただいたが、疑問や質問、また、改善すべき点など率直な御意見を伺いたい。
- 模擬ウェブ口頭弁論は、非常に分かりやすかった。また、裁判官が専門用語を使わず、あなたが書いた文書ですよとか、訴状とは訴えた側の書面ですよと言い換えているのは良いと思う。当事者は分からないのに知っているふりをしてしまうこともあるので、そのような配慮は必要である。ただ、模擬ウェブ口頭弁論では、ウェブ参加側に、当事者以外に参加者がいないかを確認するため、カメラで周囲を映してもらった場面があったが、中にはカメラの位置が分からない人もいると思うので、ITサポートも必要だと思う。
- 弁護士が受任せず当事者が裁判手続を行う場合、用語を言い換えてなるべく分かりやすく説明している裁判官が多いと思われる。当事者は、実際よく分かっていなくても頷いていることもあると思われるため、裁判官は丁寧に確認している。
なお、ウェブ会議を利用するか否かは、裁判官は当事者から意見を聴き、情報を収集し、総合的に決めている。また、相手の言い分に対する認否を法廷で確認する必要がある場合、ウェブ会議であれば、書面のデータを画面共有して、該当箇所を示しながら確認できるので、そうした面でも利便性が高い。
- 一般の方が実際に法廷に呼ばれると不安になることもあり、自宅からウェブで参加した場合と比べ、心理的安定性など、気持ちの面でのハードルが違うと思うが、デジタル環境を持っている方とそうでない方との公平性の問題は検討されたのか。
- 今回の法改正が、ウェブ参加での心理的安定性という面をどの程度考慮しているかは承知していないが、民事訴訟をより時代に即し、利用しやすく、分かりやすくするという観点から検討されたものと承知している。
- ウェブ会議の利用について、証人を呼ぶ場合などは、重要な手続であるという事を知っていただくため、緊張感のある法廷で証言をした方が良いのではないかという議論もある。
- 今回のデジタル化は、利便性や、民事訴訟手続を一般の方にも親しんでもらう趣旨なのか、又は模擬裁判のように足を怪我して出頭できない等の何か特別な事情により裁判所に来ることのできない場合に例外的に認めるものなのか、どちらの方向性のものなのか。

- ウェブ会議の利用を広げる狭めるというよりは、適切に運用して進めていこうという段階である。争点整理において、データを活用する、また代理人となる弁護士の法廷への移動時間がかからない分、もっと審理に集中できるようになるといった相乗効果でウェブの利便性が高まっていけば、民事訴訟手続が良くなっていくという点がある。ただ接続トラブルにより、時間どおりに始められないこともあるため、IT環境が充実し当事者もウェブに慣れていくという流れによって、利用の枠が徐々に広がっていくと思っている。
- ウェブ会議の利用は例外的に認めるというよりはデジタル化を一層進めていくという立場で行っているが、機器の操作等の問題だけでなくルールが守られるかといった点も加味して利用を判断していくことにはなる。裁判所として、ウェブ口頭弁論を行う場合の標準的な運用要領を策定し、それに基づいて判断している。
- 訴訟の当事者が、デジタル化で恩恵を受けるというのはよく分かったが、傍聴人はこれまでどおり裁判所に足を運ぶ必要がある。傍聴もウェブで見るという事は技術的に難しいことではないと思うし、公開の法廷であればだれでも見ることが出来るわけであるから、ライブ配信や録画配信を行えば沢山の人が傍聴することが出来るが、傍聴人の利便性を高めるという方向でのデジタル化の活用ということは考えていないのか。
- 訴訟は個人のプライバシーに関わる部分が大きく、また、ネットによって色々な人に知れ渡るという事を当事者がどのように思うかといった問題もあり、そこまでの立法にはなっていないと理解している。
- チームズ（Teams）の会議には文字起こし機能があり、ウェブ口頭弁論の画面でその機能を使えば、耳が聞こえにくい方も見える形になってよいと思うが、文字起こし機能は活用しているのか。また、ウェブ参加者の本人確認は、顔を映す事が大切なポイントであると思うが、顔が映らないというトラブルがあった場合、その審理は延期や中断するのか。
- 口頭弁論ではなく、専門性の高い事件の争点整理手続で文字起こし機能を使って当事者に提供するといった例はある。なお、ウェブ口頭弁論で顔が映らないといったトラブルは現時点では生じていないが、争点整理手続において、チームズの不具合により電話で対応したことはある。
- 法律の規定で口頭弁論は映像及び音声の両方が必要であるが、弁論準備手続の場合には音声のみでも良いため、電話会議に切り替えることは可能である。
- マイクロソフト365では、全世界的にダウンするトラブルが発生しているが、その場合、バックアップシステムや対応システム等を検討しているのか。

- マイクロソフト365のシステムに不具合があった場合、ウェブ口頭弁論手続は行えなくなるため、延期という形とならざるを得ない。弁論準備手続では、音声のみで行うことも可能であるため、チームズに不具合が生じて、電話会議で行うことは可能であり、非公開手続であれば代替手段は考えられる。
- 弁論準備手続のデジタル化の良いところは、手続終了後、裁判所側からその期日の結果や期日間の作業メモなどが投稿されるようになり、裁判所と当事者側の認識が一致しているか、次回までに何を準備すればよいかを確認できるようになった点である。
- デジタル化により、どのような取組を行えば分かりやすい審理につながるかという事は裁判所内部でも検討しており、その一つが期日後の認識共有のための投稿というものである。初めは大事件の重要な局面で投稿を行っていたが、投稿することにより、良い審理につながるという効果が実感できたため、今では多くの事件で、期日後の投稿を行う取組が広がってきている。デジタル化による「分かりやすさ」が実現できる一つの特徴であると考えている。
- デジタル化の利便性については、証拠として提出するまでではないもの、あるいはデータ容量が大きいものを共有したい時や、エクセルデータを共有後、加工していきたい場合に非常に効率が良くなったと感じている。また、これまで遠方の裁判所で裁判を行う場合は、弁護士や当事者も遠方の裁判所まで出向く必要があり、時間的、費用的な負担もあったが、オンラインで裁判をすることにより、遠方の裁判所であったとしても、自身の事務所で一緒にウェブ会議を利用することにより、経済的な負担が少なくなるだけでなく、安心感を覚える方もいる。さらにチームズを利用すると、裁判官も含め相手の顔が大きく映るため、話しやすい、コミュニケーションが取りやすいと感じる人もいる。
- ウェブ会議を利用した裁判を進める上で、裁判の真実性を確実に担保するため非常に苦心されていると思うが、これまでに何か問題はなかったか。
- 真実性担保の関係について、名古屋地裁で何か問題があった事例は今のところ無い。
- ウェブ申立てが非常に便利だという事は実感するが、便利だからこそ申立件数が多くなり、裁判所の仕事が増えてしまう心配というのではないのか。
- ウェブでの申立ては、まだ開始されていないため、ウェブ口頭弁論の件数についてお答えするが、現時点ではウェブ口頭弁論の件数が多くなりすぎて、過度な負担になっている状況はない。ただし、ウェブ口頭弁論を行う場合、機材の設営や接続等の事務負担はあるため、数が増えれば、相応の負担が生じるとは思われる。

- ウェブ口頭弁論の利便性はあるものの、実際の法廷で行うことのメリット、例えばその人が発する雰囲気であったり、言葉などが失われたりしていないのか。
- 実際の法廷で行うメリットという点では、証人尋問の場合、しぐさや様子などの非言語的な情報があるため、事案の性質も踏まえた丁寧な判断が必要になる。
- ウェブ口頭弁論は、現時点では代理人がついている事件がほとんどだと思うが、当事者本人が利用する場合は、最初に接続テストは行うのか。
- 当事者本人が利用する場合は、通信環境の確認を兼ねた接続テストを行うことを考えている。
- 次に、各委員の所属団体におけるデジタル関係の活用例やペーパーレス化の取組、工夫例などをご紹介いただきたい。
- 多くの団体で、会議を行う際は、ズーム（Zoom）又はチームズを利用したオンライン会議を行っている。なお、重要な会議や秘密性の高い事柄を扱う団体では、テレビ会議やクローズド・ネットワーク環境を利用している。
- ライン（LINE）を利用した相談を始めた。ただし、文字ベースだけのやり取りは相手の感情や納得感が伝わりにくく、システムがユーザーフレンドリーなのかどうかという点は気になる。またオンラインの問題点は、本人確認のための身分証明書が偽造でないか等の違法行為をどのように確認していくか、また、オンライン環境の障害があった場合、代替手段をどうするかといった点はマニュアルなどが必要であると考えます。
- 三河地方では豊橋と新城をオンラインで繋げるという試行を行っている。2年後には大きなデジタル化を目指しているがまだあまり進んでいない状況である。
- 施設の使用や講座の受講の申込みを申請システムで受け付け、結果も同システムで伝えている。また、職員の年末調整の申告や各種補助の申告も全て電子化されている。裁判傍聴も話題になっている事件などは、当日並んで傍聴券を求め抽選を行うのではなく、スマホで申し込むシステムがあれば傍聴希望者も並ばなくてよく、また裁判所職員も希望者の整理に当たらなくてもよいので、そのようなシステムができればよいと思う。
- オンライン化のメリットは、録音録画機能である。重要な部分だけでも残しておくとか後から参加者が自分のペースで確認できる。裁判を録音録画することはできないが、一般市民からすると裁判用語などは難しく、後からゆっくり確認できるように、説明部分など可能な部分を録音という形で残しても良いのではないかと。
- 刑事裁判手続のIT化も順次進められている。ただし、災害時のバックアップ体

制やセキュリティ環境をどのようにするか、被疑者、被告人あるいは被害者等関係者のプライバシーの確保をどのようにするかといった問題点の洗い出しをして、ようやく実現に向けて進めていこうという状況である。

- ペーパーレス化がそれほど進んでいるわけではないが、会議をウェブで行うことにより紙を減らしている状況である。またデジタルツールについても議事録作成をAI議事録で行う場合、変換をAIに学習させなければならないなど芳しくないものもあれば、OCR等は、書面を電子化させ、オンライン入力情報と突合することでかなりの効率化となったものもある。定型的な申請手続はほぼ電子化されている。
 - 多くのデジタルツールを使用しているが、社で独自開発したものを使用したりしている。デジタル化の課題は、デジタルツールを利用できる人とできない人の差が広がっているため、できない人のレベルをどのように上げていくのかという点である。
 - 一部の相談についてウェブ相談を行っており、今後調停ADRのオンライン導入を始めている。ペーパーレスについても、会員への案内をファックスで行っていた点を見直したり、会員向けアンケートや会議研修への出席登録等はGoogle（Google）フォームを利用したりしている。
- 貴重な御意見を多くいただき、参考になった。いただいた御意見を今後の名古屋地裁のデジタル化のために活かしていきたい。